



2024年5月20日

各 位

会 社 名 MIRARTH ホールディングス株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 島田 和一  
(コード番号 8897 東証プライム)  
問合せ先 I R 室 長 鈴木 健介  
(TEL 03-6551-2133)

## 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日付の臨時取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達目的】

当社グループは、「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」を経営のPurpose（存在意義）、「情熱・感動」、「持続可能」、「価値創出」、「多様性・共創」及び「誠実・信頼」をValues（価値観）として、不動産事業、エネルギー事業、アセットマネジメント事業、その他事業という4つのセグメントにて事業活動を行っております。

当社グループは、2021年5月に、2025年3月期までを対象とした新中期経営計画を発表し、『ナショナルブランドの確立～空間・都市・再エネ開発のプロフェッショナルとして「全てのステークホルダーから信頼される企業に」～』を長期ビジョンとして策定し、その中心施策として、コア事業のさらなる拡大の他、①事業ポートフォリオの最適化や②ESGへの積極対応等7本の柱を掲げています。また、さらなる企業価値向上を目的として、2022年10月1日に持株会社体制に移行し、当社の商号も株式会社タカラレーベンから現在のMIRARTHホールディングス株式会社に変更しています。さらに、それに先立つ2022年4月1日には従来の「不動産販売事業」、「不動産賃貸事業」、「不動産管理事業」、「エネルギー事業」及び「その他事業」の5つのセグメントから、上記の4つのセグメントに変更することで、セグメントの採算性及び事業責任の明確化を実現させ、主力の不動産事業だけに依存しない事業展開をより強固に推進していくことといたしました。その上で、2023年5月15日付「中期経営計画の修正および中長期エネルギー事業戦略策定に関するお知らせ」にて公表したとおり、コア事業である不動産事業の安定的な成長に加えて、第2の柱としてエネルギー事業による中長期的な成長基盤の確立を進めており、ホテル事業を含むその他事業についても当社グループのノウハウを生かし、新領域への挑戦、新たな価値の創造、そして次期独立セグメントとしての確立を目指しています。

また、当社グループは、上記で掲げたPurpose（存在意義）に基づき、住宅の供給や再生可能エネルギーの導入など、事業を通じたサステナビリティ活動に取り組むことで社会課題の解決とSDGs（持続可

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

能な開発目標) 達成に貢献し、さまざまなステークホルダーや社会からの信頼を得て、永続的な発展を目指しています。なお、当社の新商号は「Mirai (未来) + Earth (地球)」を意味しており、「サステナブルな環境をデザインする力で、人と地球の未来を幸せにする。」企業へと進化していく決意が込められています。

当社グループは、エネルギー事業は中長期的な成長が見込まれる市場であると考えており、当社グループの事業の第2の柱としてエネルギー事業による中長期的な成長基盤の確立を進めております。それは、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーが主力電源として最優先に位置付けられたこと、再生可能エネルギーの普及促進のために2012年に導入されたFIT制度(固定価格制度)に加え、2022年にはFIP制度が導入され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた事業創出や多様化が期待されていることによります。また、FIT制度に依存しない事業形態として、電力を消費する企業等と相対で電力販売契約を締結するコーポレートPPAを導入する企業が増加しています。こうした市場環境から当社グループはエネルギー事業を第2の事業の柱と位置付け、積極的な投資を行うことにより企業価値の向上を目指すことができると考えております。

このような取り組みに先駆け、当社グループは2013年に太陽光発電マンションのノウハウを活かしメガソーラー事業へ参入し太陽光発電所を中心に開発を進め、2023年3月期末時点で320MWの稼働済容量を保有しており、エネルギー事業に関して確かな実績を有しています。2021年4月には、エネルギー事業の更なる拡大を目指し、創業時より小規模太陽光発電施設の開発を全国で展開し、FITに依存しないビジネスモデルの構築を図っていた株式会社レーベンクリーンエナジー(当時の商号はACAクリーンエナジー株式会社であり、同年6月に商号変更。現在の商号はMIRARTHエナジーソリューションズ株式会社)の株式取得を実施し連結子会社化しています。また、2022年9月にはタカラレーベン・インフラ投資法人の非公開化を目的とした公開買付けの実施を公表し2023年2月に非公開化、その後、発電施設を当社の連結子会社である合同会社グリーンエネルギーへ売却したことにより、発電施設の売却によるフロー収益から、発電施設を保有し売電によるストック収益への移行を通じた収益安定化を実現しています。さらに、Non-FIT太陽光発電所開発において、パートナー企業とのオフテイクモデルを活用し、売電リスクを回避した太陽光発電所開発を実現することでストックビジネスの更なる拡大を目指しております。現在7社との協業を公表しており、今後も他企業との提携に向けてオフテイクモデルの活用に注力していく予定です。

上記のエネルギー事業の市場動向や当社グループのこれまでの実績から、当社グループはエネルギー事業を成長事業として位置付け、フロー収益を生み出す創業以来のコア事業である不動産事業と並ぶ第2の事業として、ストック収益を生み出すエネルギー事業を成長させることを目指しており、これは新中期経営計画における中心施策の1つである①事業ポートフォリオの最適化のためにも必要不可欠であると考えております。また、プライム市場上場企業として果たすべきサステナビリティ対応の一環として、新中期経営計画における中心施策の1つである②ESGへの積極対応にも資するものでもありと考えており、事業を通じたサステナビリティ活動への取り組みにとって必要不可欠な投資でもありと考えております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

また、当社グループは、その他事業についても当社グループのノウハウを生かし、新領域への挑戦、新たな価値の創造、そして次期独立セグメントとしての確立を目指しています。特にホテル事業については、コロナ禍以前よりインバウンド需要に期待してホテル事業を計画し邁進しており、当社グループの新ホテルブランドの第1号ホテルとして2022年3月に「HOTEL THE LEBEN OSAKA」を開業しております。上記を踏まえ、当社グループはホテル事業を引き続き成長させることを目指しており、ホテル事業を拡大させることによりその他事業を独立セグメントに成長させ、今後はノンアセット事業スキームも活用し更なるストック収益の拡大を図ることを目指しております。これは新中期経営計画における中心施策の1つである①事業ポートフォリオの最適化に資するものと考えております。

上記の方針を踏まえ、当社グループは、当社連結子会社であるMIRARTHエナジーソリューションズ株式会社及び株式会社タカラレーベンにおける事業の一層の拡大を目指すことといたしました。MIRARTHエナジーソリューションズ株式会社は、太陽光発電事業、発電所開発事業、O&M事業（太陽光発電施設の管理・保守点検業務）、その他のエネルギー事業を主として行い、当社グループにおける再生可能エネルギー事業において中心的な役割を担っております。上記のとおり、当社グループは今後エネルギー事業を第2の柱と位置付け、また、サステナビリティ活動にもより注力していくことを目指しており、エネルギー事業を主として担う子会社の事業のさらなる拡大を目指すことは、新中期経営計画で掲げた①事業ポートフォリオの最適化と②ESGへの積極対応につながるものと考えております。また、当社連結子会社である株式会社タカラレーベンは、当社グループのコア事業である不動産事業を主として担う一方で、ホテル事業もその事業の一部としております。上記のとおり、当社グループはホテル事業を含むその他事業を次期独立セグメントとして確立することを目指しており、株式会社タカラレーベンにおけるホテル事業のさらなる拡大を目指すことは、新中期経営計画で掲げた①事業ポートフォリオの最適化への積極対応につながるものと考えております。

上記より、当社は今般の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しによる調達資金を、当社グループにおいてエネルギー事業を担う当社連結子会社であるMIRARTHエナジーソリューションズ株式会社、そしてホテル事業をその事業の一部とする当社連結子会社である株式会社タカラレーベンに対する投融資資金にそれぞれ充当する予定であります。なお、投融資先であるMIRARTHエナジーソリューションズ株式会社においては、太陽光発電施設の取得及び開発等の設備投資資金、バイオマス発電施設を取得及び保有するSPCへの出資資金並びにバイオマス発電施設の燃料となるカシューナッツの加工工場を取得及び保有するSPCへの連結子会社を通じた出資資金としてそれぞれ充当し、株式会社タカラレーベンにおいてはホテルの取得資金として充当する予定であります。本件によって、当社グループは一層の収益力の強化と経営基盤の強化を図り、併せてサステナビリティ活動への取り組みを通じた企業価値向上に向けて引き続き努めてまいります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 16,000,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2024年5月29日（水）から2024年6月3日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社とする引受人（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。また、募集株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2024年6月4日（火）から2024年6月7日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日とする。
- (9) 申込証拠金 1株につき発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役 島田 和一に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 6,000,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、処分価格（募集価格）は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。また、募集株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 受渡期日 公募による新株式発行における受渡期日と同一とする。
- (8) 申込証拠金 1株につき処分価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役 島田 和一に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 3,300,000株  
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）及び処分価格（募集価格）と同一とする。）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」と総称する。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役 島田 和一に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

#### 4. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 3,300,000株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMB C日興証券株式会社 3,300,000株
- (5) 申 込 期 日 2024年7月1日（月）から2024年7月8日（月）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の翌営業日とする。
- (6) 払 込 期 日 2024年7月2日（火）から2024年7月9日（火）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役 島田 和一に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 【ご参考】

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

公募による新株式発行（一般募集）及び公募による自己株式の処分（一般募集）（以下併せて「一般募集」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、3,300,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、2024年5月20日（月）付の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2024年5月29日（水）の場合、「2024年6月1日（土）から2024年6月28日（金）までの間」

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- ② 発行価格等決定日が2024年5月30日(木)の場合、「2024年6月4日(火)から2024年7月3日(水)までの間」
  - ③ 発行価格等決定日が2024年5月31日(金)の場合、「2024年6月5日(水)から2024年7月4日(木)までの間」
  - ④ 発行価格等決定日が2024年6月3日(月)の場合、「2024年6月6日(木)から2024年7月5日(金)までの間」
- となります。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	121,000,000株	(2024年4月30日現在)
一般募集による増加株式数	16,000,000株	
一般募集後の発行済株式総数	137,000,000株	
本第三者割当増資による増加株式数	3,300,000株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	140,300,000株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資)」の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

## 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	10,896,807株	(2024年4月30日現在)
一般募集による処分株式数	6,000,000株	
一般募集後の自己株式数	4,896,807株	

## 4. 調達資金の用途

### (1) 今回の調達資金の用途

今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限11,737,791,000円については、2026年9月までに9,737,791,000円を当社の連結子会社であるMIRARTH エナジーソリューションズ株式会社への投融資資金に、2025年4月までに2,000,000,000円を当社の連結子会社である株式会社タカラレーベンへの投融資資金に充当する予定であります。

なお、MIRARTH エナジーソリューションズ株式会社への投融資資金は、2026年3月までに太陽光発電施設の取得及び開発等の設備投資資金、2024年11月までにバイオマス発電施設を取得及び保有するSPCへの出資資金、2026年9月までにバイオマス発電施設の燃料となるカシューナッツの加工工場を取得及び保有するSPCへの連結子会社を通じた出資資金に充当する予定であり、株式会社タカラレーベンへの投融資資金は、2025年4月までにホテルの取得資金の一部に充当する予定であります。

当社グループはエネルギー事業を成長事業として位置付け、創業以来のコア事業である不動産事業と並ぶ第2の事業としてエネルギー事業を成長させることを目指しております。また、その他事業についても当社グループのノウハウを生かし、新領域への挑戦、新たな価値の創造、そして次期独立セグメントとしての確立を目指しています。特にホテル事業については、コロナ禍以前よりインバウンド需要に期待してホテル事業を計画し邁進しており、ホテル事業を拡大させることによりその他事業を独立セグメントに成長させ、今後はノンアセット事業スキームも活用し更なるストッ

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

ク収益の拡大を図ることを目指しております。

MIRARTH エナジーソリューションズ株式会社は、太陽光発電事業、発電所開発事業、O&M 事業（太陽光発電施設の管理・保守点検業務）、その他のエネルギー事業を主として行い、当社グループにおける再生可能エネルギー事業において中心的な役割を担っております。また、株式会社タカラレーベンはホテル事業をその事業の一部としており、当該両子会社におけるエネルギー事業及びホテル事業のさらなる拡大を目指すことは、新中期経営計画で掲げた①事業ポートフォリオの最適化と②ESG への積極対応につながるものと考えております。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

## (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

## (3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記（1）に記載の使途に充当することにより、当社の事業の拡大並びに財務基盤の強化及び自己資本比率の向上につながり、当社の中長期的な成長に資するものと考えております。

## 5. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

利益還元については、会社の最重要課題の一つとして位置付けており、事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた適正な配当を安定的、継続的に行うことを基本方針としております。また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

### (3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
1株当たり連結当期純利益	57.10円	41.90円	74.39円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	18.00円 (4.00円)	22.00円 (4.00円)	24.00円 (6.00円)
実績連結配当性向	31.5%	52.5%	32.3%
自己資本連結当期純利益率	11.0%	7.6%	12.9%
連結純資産配当率	3.5%	4.0%	4.2%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値で

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- す。
2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社に帰属する当期純利益を、自己資本（連結純資産額合計から非支配株主持分及び新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
  3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
  4. 2024年3月期の数字は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

## 6. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行しており、その内容は以下のとおりであります。

なお、前記「2. 今回の増資による発行済株式総数の推移」に記載の本第三者割当増資後の発行済株式総数 140,300,000 株に対する下記の交付株式残数合計の比率は 0.91% となる見込みであります。

(注) 下記発行予定残数がすべて新株数で交付された場合の潜在株式の比率になります。

#### ストックオプションの付与状況 (2024年5月20日現在)

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	権利行使期間
2012年6月22日	30,400株	1円	25,850円	2012年7月10日から 2052年7月9日まで
2013年4月8日	28,000株	1円	61,550円	2013年5月15日から 2053年5月14日まで
2014年4月11日	27,600株	1円	37,400円	2014年5月14日から 2054年5月13日まで
2015年6月24日	32,000株	1円	94,600円	2015年7月15日から 2055年7月14日まで
2016年4月11日	32,000株	1円	96,200円	2016年5月11日から 2056年5月10日まで
2017年6月27日	76,000株	1円	63,400円	2017年7月12日から 2057年7月11日まで
2018年8月2日	84,000株	1円	50,800円	2018年8月29日から 2058年8月28日まで
2019年7月1日	84,000株	1円	58,200円	2019年7月31日から 2059年7月30日まで

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2020年7月13日	119,600株	1円	45,800円	2020年8月2日から 2060年8月1日まで
2021年7月12日	135,200株	1円	12,100円	2021年8月1日から 2061年7月31日まで
2022年7月29日	163,700株	1円	13,100円	2022年8月24日から 2062年8月23日まで
2023年7月3日	289,900株	1円	24,100円	2023年8月2日から 2063年8月1日まで
2023年7月3日	176,700株	1円	16,050円	2023年8月2日から 2063年8月1日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始 値	375円	298円	378円	516円
高 値	378円	404円	520円	583円
安 値	261円	280円	370円	468円
終 値	299円	377円	515円	580円
株価収益率	5.24倍	9.00倍	6.92倍	一倍

(注) 1. 2025年3月期の株価等については、2024年5月17日(金)現在で記載しております。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益(2024年3月期の数値は未監査)で除した数値です。また、2025年3月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である一般社団法人村山財産管理及び有限会社村山企画は、SMBC日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わない旨を合

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。